

# 兵庫県公立大学法人監事監査規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人の監事が行う監査(以下「監査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (監査の目的)

第2条 監査は、本法人の業務運営及び会計経理の適正を期することを目的とする。

## (監査の区分)

第3条 監査は、業務監査及び会計監査とする。

## (監査の対象)

第4条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
- (2) 組織及び制度全般の運営状況
- (3) 予算の執行に関する事項
- (4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (6) その他監査の目的を達成するために必要な事項

## (監査の種類及び方法)

第5条 監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 監査の方法は、書面監査及び実地監査とする。
- 3 定期監査のうち、業務監査は毎事業年度1回行い、会計監査は各事業年度の決算終了後、速やかに行う。
- 4 臨時監査は、監事が必要と認めたとときに行う。

## (監査の事務補助)

第6条 監事は、必要と認める場合は、理事長の承認を得て、その職員に監査の事務を補助させることができる。

## (監査計画)

第7条 監事は、毎事業年度の当初に、次に掲げる事項を記した監査計画書を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、第5条第1項の臨時監査については、この限りでない。

- (1) 監査期日
- (2) 監査対象
- (3) 監査の方法
- (4) その他監査の実施に関し必要な事項

### (監査の実施)

**第8条** 監事は、会計監査人と連携し、有効かつ効率的な監査を実施するものとする。

### (役職員への質疑等)

**第9条** 監事は、監査対象事項を担当する理事又は職員に対し、必要に応じて、質疑又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 理事又は職員は、監事が行う監査に協力しなければならない。

### (財産調査等)

**第10条** 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務又は事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (監事が調査する書類等)

**第11条** 監事は、法人が次に掲げる書類を設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
- (2) その他兵庫県公立大学法人の業務運営等に関する規則（平成25年兵庫県規則第20号、以下「規則」という。）で定める書類

### (監査結果の報告等)

**第12条** 監事は、監査終了後1か月以内に、次に掲げる事項を記載した監査報告を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 監査の概要（規則第2条第1項各号に規定する事項を含む。）
- (2) 是正又は改善を要する事項
- (3) その他監事が必要と認める事項

2 理事長は、監査結果に基づき、正当な理由がない限り、是正又は改善措置を講じなければならない。

3 監事は、理事長に対して、監査報告に関する措置状況等について報告を求めることができる。

4 理事長は、前項の規定による措置状況等について文書により監事に報告しなければならない。

### (兵庫県知事への報告等)

**第13条** 監事は、法第13条第9項の規定により、監査の結果に基づき、兵庫県知事に対して意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

### (事故又は異例事項の報告)

**第14条** 業務上の重大な事故又は異例の事項が発生したときは、理事長は文書又は口頭で直ちに監事に報告しなければならない。

(補則)

**第 15 条** この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 2 年 3 月 4 日改正)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 3 年 3 月 31 日改正)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。